

第一準備書面

平成20年3月20日

名古屋地方裁判所民事第1部 御中

〒

⑩

電話

FAX

第一 答弁書第三の被告らの主張に対する認否

- (ア) 同1の主張は争わない。
- (イ) 同2の主張は争う。
- (ウ) 同3の主張は争う。
- (エ) 同4の主張は争う。
- (オ) 同5の主張は争う。

第二 原告の主張

(ア) 本件建物倒壊の結果回避可能性

- ① 被告は怪獣との戦闘開始直後、努めて怪獣をみなみやま市北町方向へ誘導しようと試みていた。しかし、北町には倒壊した本件建物を含む建築物が多数存在した。一方、みなみやま市には巨大化した被告が怪獣と戦闘を行うに十分な広さの公園予定地があり、みなみやま市南西方面から怪獣に向けて飛翔してきた被告は、この公園建設予定地の存在と、当市を利用すれば市街に被害を出さずに戦闘ができることを十分認識しうる立場にいた。
- ② 被告と怪獣との戦闘終結間際、被告は怪獣に致命傷となる打撃を加え、その効果が怪獣の破壊行動能力を停止せしめるのに充分であったことに満足し、警戒を解いた結果、怪獣が行動能力を失って偶然にも被告に向けて倒れかかったものを、攻撃を受けたと誤認し、既に抵抗のない怪獣を必要以上の力で蹴り飛ばした。そして被告によって蹴り飛ばされた怪獣は本件建物に衝突、これを全壊させた。既に致命傷を負った怪獣の状態を正しく認識していれば、倒れかかってきた怪獣をその場に寝かせるだけで結果の回避には事足りたのであり、本件建物倒壊の結果回避が甚だ困難であったとはいえない。

(イ) 本件建物倒壊に対する被告の行動の帰責相当性

- ① 本件建物の倒壊は、既に行動能力を失っていた怪獣を、誤った状況判断により必要以上の力で蹴り飛ばした結果発生したものである。よって、本件建物の倒壊は被告に帰責しうるに相当であると言える。

(ウ) 被告の本件行為に対する民法720条2項の適用

- ① 怪獣は上記法文における「他人のもの」ではなく、倒壊した本件建物は「他人のもの」の指示語である「これ」に該当しない。答弁書第3被告らの主張4の主張は、民法720条2項の要件を満たしておらず、認められない。